(2)　障害児（者）リハビリテーション料の対象患者
　別表第十の二に掲げる患者
三の二　がん患者リハビリテーション料の施設基準等
(1)　がん患者リハビリテーション料の施設基準
イ　当該保険医療機関にがん患者に対するリハビリテーションを行うにつき十分な経験を有する専任の常勤医師が一名以上配置されていること。
ロ　当該保険医療機関にがん患者に対するリハビリテーションを行うにつき十分な経験を有する専従の常勤理学療法士、常勤作業療法士又は常勤言語聴覚士が二名以上配置されていること。
ハ　当該患者について、リハビリテーション総合計画評価料に規定するリハビリテーション計画を月一回以上作成していること。
ニ　がん患者に対するリハビリテーションを行うにつき十分な専用施設を有していること。
ホ　がん患者に対するリハビリテーションを行うにつき必要な器械・器具が具備されていること。
(2)　がん患者リハビリテーション料の対象患者
　別表第十の二の二に掲げる患者
三の三　認知症患者リハビリテーション料の施設基準
(1)　認知症治療病棟入院料を算定する保険医療機関又は認知症疾患医療センターであること。
(2)　当該保険医療機関に重度認知症患者に対するリハビリテーションを行うにつき、十分な経験を有する専任の常勤医師が一名以上配置されていること。
(3)　当該保険医療機関に重度認知症患者に対するリハビリテーションを担当する専従の常勤理学療法士、常勤作業療法士又は常勤言語聴覚士が一名以上配置されていること。
(4)　当該患者について、リハビリテーション総合計画評価料に規定するリハビリテーション計画を月一回以上作成していること。
(5)　重度認知症患者に対するリハビリテーションを行うにつき十分な専用施設を有していること。
(6)　重度認知症患者に対するリハビリテーションを行うにつき必要な器械・器具が具備されていること。
三の三の二　リンパ浮腫複合的治療料の施設基準
　リンパ浮腫の患者に対する複合的治療を行うにつき十分な体制が整備されていること。
四　集団コミュニケーション療法料の施設基準等
(1)　集団コミュニケーション療法料の施設基準
イ　脳血管疾患等リハビリテーション料(I)、脳血管疾患等リハビリテーション料(II)若しくは脳血管疾患等リハビリテーション料(III)又は障害児（者）リハビリテーション料の届出を行っている施設であること。
ロ　当該保険医療機関内に集団コミュニケーション療法である言語聴覚療法を担当する専任の常勤医師が一名以上配置されていること。
ハ　当該保険医療機関内に集団コミュニケーション療法である言語聴覚療法を担当する専従の言語聴覚士が適切に配置されていること。
ニ　患者数は、言語聴覚士の数に対し適切なものであること。
ホ　集団コミュニケーション療法である言語聴覚療法を行うにつき十分な専用施設を有していること。
ヘ　集団コミュニケーション療法である言語聴覚療法を行うにつき必要な器械・器具が具備されていること。
(2)　集団コミュニケーション療法の対象患者
　別表第十の二の三に掲げる患者
五　歯科口腔リハビリテーション料2の施設基準
(1)　歯科又は歯科口腔外科を担当する歯科医師として相当の経験を有する歯科医師が一名以上配置されていること。
(2)　当該療養を行うにつき十分な機器を有していること又は十分な機器を有している病院との連携が確保されていること。
第十　精神科専門療法
一　通院・在宅精神療法の児童・思春期精神科入院医療管理料の施設基準
　二十歳未満の精神疾患を有する患者の診療を行うにつき十分な体制及び相当の実績を有していること。
一の一の二　通院・在宅精神療法の注6に規定する別に厚生労働大臣が定める要件
　別表第十の二の四に掲げる要件
一の二　精神科継続外来支援・指導料の注5に規定する別に厚生労働大臣が定める要件
　別表第十の二の四に掲げる要件
一の三　救急患者精神科継続支援料の施設基準
　自殺企図後の精神疾患の患者に対する指導を行うにつき必要な体制が整備されていること。
一の四　認知療法・認知行動療法の施設基準
(1)　当該保険医療機関における認知療法・認知行動療法に関する講習を受けた医師の有無を地方厚生局長等に届け出ていること。
(2)　認知療法・認知行動療法3にあっては、(1)の基準に加え、当該保険医療機関内に認知療法・認知行動療法について経験等を有する専任の常勤看護師が一名以上配置されていること。
一の五　依存症集団療法の施設基準
　当該療法を行うにつき必要な常勤医師及び常勤看護師又は常勤作業療法士が適切に配置されていること。
一の六　精神科作業療法、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケア又は重度認知症患者デイ・ケアの施設基準
(1)　当該保険医療機関内に精神科作業療法については作業療法士が、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケア又は重度認知症患者デイ・ケアについては必要な従事者が、それぞれ適切に配置されていること。
(2)　患者数は、精神科作業療法については作業療法士の数に対して、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケア又は重度認知症患者デイ・ケアについては必要な従事者の数に対して、それぞれ適切なものであること。
(3)　当該精神科作業療法、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケア又は重度認知症患者デイ・ケアを行うにつき十分な専用施設を有していること。
一の七　精神科訪問看護・指導料に規定する長時間の訪問を要する者
(1)　十五歳未満の小児であって、超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算の注1に規定する超重症の状態又は超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算の注2に規定する準超重症の状態にあるもの
(2)　別表第八に掲げる者
(3)　医師が、診療に基づき、患者の急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護・指導を行う必要を認めた者